

## 児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業 すくすく yell 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社エールが開設するすくすく yell (以下「事業所」という。)が行う指定児童発達支援事業及び指定放課後等デイサービス (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、通所給付決定保護者及び障害児に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の特性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画 (以下「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に事業を提供する。

- 2 事業所は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った事業の提供に努める。
- 3 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 4 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。
- 5 事業の実施にあたっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 すくすく yell
- 2 所在地 岡山県岡山市北区平田 102 番地 108

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 (常勤兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 児童発達支援管理責任者 1名 (常勤兼務)

児童発達支援管理責任者は、事業にかかる通所支援計画（以下「個別支援計画」という。）の作成に関する業務を行う。

3 嘱託医 1名

嘱託医は、当該事業所を利用する障害児の健康管理、必要に応じて医療処置、アドバイス等を行う。

4 看護師 1名以上

看護師は、当該事業所を利用する障害児の健康管理、必要に応じて医師の指示に基づく医療処置、アドバイス等を行う。

5 児童指導員又は保育士 1名以上

児童指導員又は保育士は、事業の単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら事業の提供に当たる。

6 機能訓練担当職員 1名以上

機能訓練担当職員は、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日

日曜日から土曜日までとする（毎日営業）

ただし、8月13日から14日、12月31日から1月3日までを除く。

（2）営業時間

9時から18時までとする。

（3）サービス提供時間

月曜日から金曜日9時30分から17時までとする。

国民の祝日、土曜日・日曜日は9時30分から16時30分までとする。

（4）電話・相談受付時間

営業日の9時から18時までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の定員は、次のとおりとする。

利用定員：7名（多機能型として実施する生活介護事業と通じて5名）

2 事業所は、前項の定員及び指導訓練室の定員を超えて事業の提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(事業の内容及び個別支援計画の作成)

第7条 この事業所が提供する事業の提供方法は次のとおりとする。

(1) 事業所は、個別支援計画に基づき、障害児の心身の状況に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、事業の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。

(2) 従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 事業所は、その提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。

2 この事業所は以下のとおり個別支援計画を作成する。

(1) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接を行う。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得る。

(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成次期、生活全般の質を向上させるための課題、指定事業の具体的な内容、事業を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成する。この場合において、障害児の家族に対する援助及び事業所が提供する事業以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。

(4) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児に対する事業の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求める。

(5) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得る。

(6) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成をした際には、当該個別支援計画を通所給付決定保護者に交付する。

(7) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（障害児についても継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月

に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該個別支援計画の変更を行う。

(8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。

1. 定期的に通所給付決定保護者と障害児に面接する
2. 定期的にモニタリングの結果を記録する

(9) 第2項(1)から(6)までは個別支援計画の変更についても準用する。

(通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額)

第8条 事業所は、事業を提供した際は、通所給付決定保護者から当該事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない事業を提供した際は、通所給付決定保護者から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、第2項の支払いを受ける額のほか、事業において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けすることができるものとする。
  1. 日用品費(実費)
  2. 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当であるもの
  3. 入浴サービス費(1回500円)
  4. 活動(創作的活動やその他活動)に係る費用(毎月定額500円の負担とする)
  5. 当日キャンセルとなった場合はキャンセル料が発生する。
- 4 事業所は、第1項から第3項までの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得る。
- 5 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は岡山市全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、通所給付決定保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の通所給付決定保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時、事故発生時等における対応)

第11条 事業所の従業者は、事業の提供中に障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関、及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

2 事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該障害児の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定する。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行う。

(主たる対象とする障害の種類)

第13条 事業所は、主たる対象とする障害の種類を以下のとおりとする。

重症心身障害児

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第14条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用含)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

(2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続)

第15条 事業所は、事業の提供に当たっては、障害児又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用含）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、障害児の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用含）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者及び責任者を置く。

(苦情解決)

第17条 提供した事業に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の条を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した事業に関し、児童福祉法の規定により、都道府県知事等が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示若しくは提出の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に

関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 事業所は、都道府県知事等から求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告する。
- 5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査又はあっせんに協力するものとする。

#### (業務継続計画の作成)

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (ハラスメントに関する重要事項)

第 19 条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じる。

#### (その他運営に関する重要事項)

第 20 条 事業所は、従業員の資質向上のため研修（前条に規定する障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）、の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。定期の診療とは別に嘱託医とのケース会議を設け障害児の状態把握、情報共有を図ることとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年 2 回
  - (3) 全社員研修 年 1 回
  - (4) 嘱託医を交えたケース会議 年 2 回
- 2 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
  - 3 従業員であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所等その他の福祉サービスを提供する者等に対して障害児又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておく。
- 5 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、障害児に対する事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該事業を完結の日から5年間保存する。
  - (1) 事業に係る必要な事項の提供の記録
  - (2) 個別支援計画
  - (3) 市町村への通知に係る記録
  - (4) 身体拘束等の記録
  - (5) 苦情の内容等の記録
  - (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社エールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

1. この規定は、令和 4 年 8 月 1 日 から施行する。
2. この規定は、令和 4 年 10 月 1 日 から施行する。
3. この規定は、令和 5 年 7 月 1 日 から施行する。
4. この規定は、令和 6 年 4 月 1 日 から施行する。